

四日市市告示第 8 5 号

四日市市創業等支援事業者補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市創業等支援事業者補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市創業等支援事業者補助金交付要綱（平成 2 7 年四日市市告示第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>令和 6 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。	附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成 3 3 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 3 1 日から施行する。

（商工農水部商工課）